

杉並区議会 文教委員会行政視察

【東京都調布市立第七中学校はしうち教室】

視察日：令和6年11月1日（金）



調布市の市章

東京都調布市

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置する。

市の東は世田谷区、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は狛江市および多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接している。

市の中央部には、東西に走る京王線と、国道20号線(甲州街道)、中央自動車道があり、これを中心として市街地を形成している。

■調布市の概要

人口 239,617 人

世帯数 124,715 世帯

(令和6年11月1日現在)

面積 21.58 平方キロメートル (東京都の約1パーセントに当たる)

予算 1,528 億円



■視察事項及び内容

(1)調布市における不登校児童・生徒への支援の在り方について

(2)調布市における不登校児童・生徒の相談支援

(3)学びの多様化学校分教室 調布市立第七中学校「はしうち教室」

(1)調布市における不登校児童・生徒への支援の在り方について

○ 調布市における不登校の現状

「不登校とは」

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者。

年間30日以上欠席した者（病気、経済的理由による者を除く）

↑

これは「児童生徒の問題行動・不登校等指導状の諸課題に関する調査」による定義であるが、子ども向けの表現での「不登校」とは？

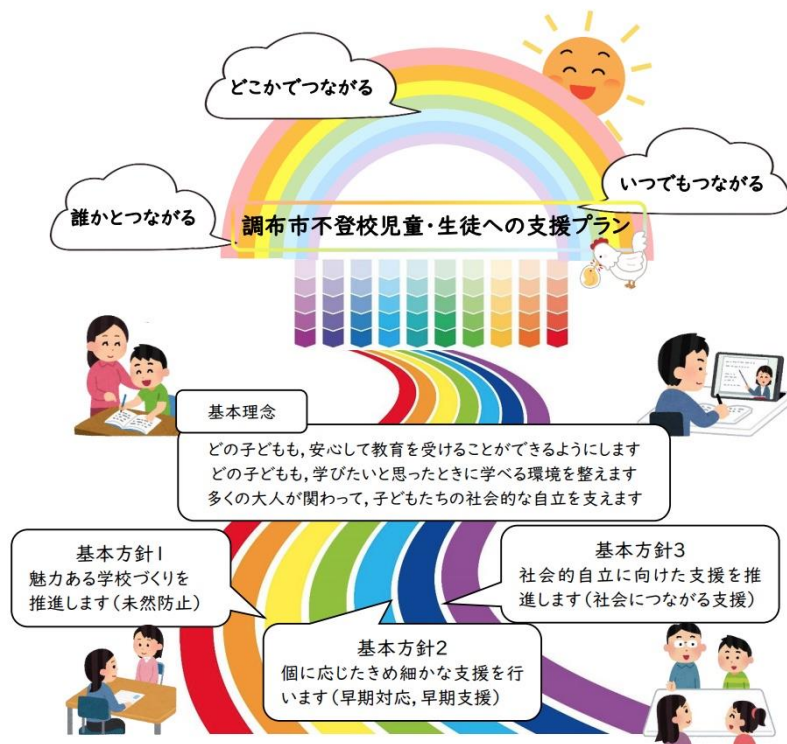
↓

友達との関係で悩んだり、学習に不安な気持ちがあったりして、学校に通うことができないことをいいます。

そのような時は、不安な気持ちを我慢して通うのではなく、家で休んだり、自分に合った方法で学習したりすることも大切です。

(子ども向けデジタルリーフレット「教育機会確保法」って何？ 東京都教育委員会より)

全ての児童・生徒がつながりをもてるように、そして、その保護者が孤立することのないようにするため、教育委員会では、一人一人の状況に応じた学びや相談の場を確保し、児童・生徒の社会的自立を支えています。



○調布市における不登校支援の基本的な考え方

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。

○「調布市不登校児童・生徒への支援プラン」

令和5年3月には、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が示され、調布市においても、現行の不登校支援に関する取組の成果と課題を明らかにし、これまでの支援方針を継承しながら、体系を見直した。

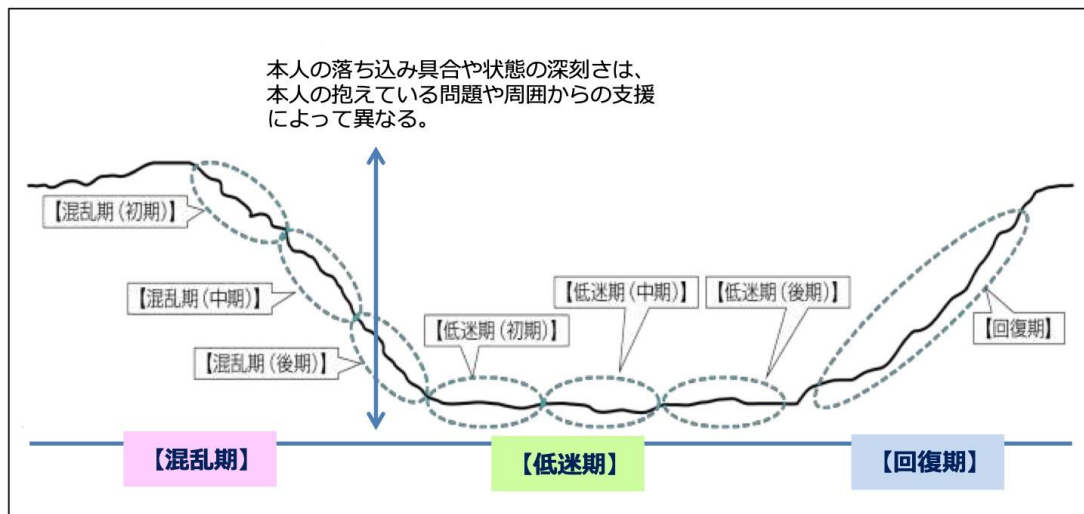
○「COCOLO プラン」

- ①不登校の児童生徒全ての学びを確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

(2)調布市における不登校の相談先・支援機関

～不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする。

- 1、校内支援
- 2、教育支援コーディネーター
- 3、スクールカウンセラー
- 4、教育相談所
- 5、スクールソーシャルワーカー（SSW）
- 6、訪問型支援「みらい」
- 7、適応指導教室「太陽の子」
- 8、不登校特例校分教室「はしうち教室」
- 9、テラコヤ・スイッチ
- 10、メンタルフレンド
- 11、学校に行きづらい子どもの保護者の集い
- 12、ここあ（社会福祉協議会）
- 13、すこやか（社会福祉事業団）
- 14、青少年の居場所「Kiitos」（NPO法人）
- 15、青少年ステーション「CAPS」（NPO法人）



これらの相談先・支援機関を利用するにあたり、「不登校児童・生徒の回復へ向けた三つの時期」という考え方「混乱期」「低迷期」「回復期」において、それぞれの時期に活用できそうな目安として、どこが適切かとしたとき、はしうち教室は「回復期」で活用できると考えられる。

(3)学びの多様化学校分教室「調布市立第七中学校はしうち教室」

調布市教育委員会では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」に基づき、不登校生徒の支援として文部科学省の不登校特例校(現：学びの多様化学校)の分教室型を平成30年4月に設置。

調布市立中学校に在籍する不登校の生徒が社会的に自立する新たな場として設置した分教室。

○所在地： 調布市菊野台 3-27-38 大町スポーツ施設内

○対象となる生徒

- ①調布市立中学校の生徒で、心理的な要因により、通常の学級において不適応を起し、不登校となっている生徒
- ②前号に掲げる生徒のほか、調布市立第七中学校学びの多様化学校分教室入退室検討委員会が適当と認めた生徒

○教育課程の基準の特例の概要

1. 年間の総授業時数 1,015 時間を 910 時間に低減する

なお、朝の時間のゆとりを考え、午前 3 単位時間、午後 2 単位時間を基本に設定
(注)1 単位時間は 50 分

2. 表現科の設定

各教科等で習得した知識・技能を、各自の興味・関心のある学習内容に活用し、自分の得意とする手法で表現する「表現科」を設定

3. コミュニケーションスキルトレーニング(略称 CST)の充実

不登校生徒のコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とした教育活動の充実

4. 個別学習の時間を設定

一人一人の状況に応じた指導体制の充実を図るために「個別学習」の時間を設定し、不登校による未学習の内容を補う時間を確保

○「はしうち教室」名称の由来

「はしうち」とは、雛が卵の殻の内側を、くちばしで打つ行為のことで、殻を破って生まれようとする最初の合図の意味。教職員が生徒に寄り添いつつ、生徒自身が自分の殻を打ち破り、自立する姿を「はしうち」になぞり教室名に設定。



■所感

- ・全国初の分教室型「学びの多様化学校」である。不登校の生徒は、学びたくないのではなく、学びたいけれど、学校に行くことが怖かったり、自分でも理由がわからないけれど、行きたくない気持ちを抱えているので、安心して学べる場の一つとして、「はしうち教室」が設置されたことは、杉並区でもしっかりと参考にしたいと感じた。
- ・「表現科」という科目により、生徒の作成した作品が教室の建物内を彩っていて、「ここにいると楽しい」と思える雰囲気が印象的であった。
- ・「はしうち」という名称は開設時に生徒と先生みんなで決めたとのこと。自分で居場所を作ったのだという実感は大切であろう。
- ・柔軟な時間設定により、登校時に他の中学校の生徒に会わなくて良いので、こうした工夫により生徒の心が安定するのなら、とても有効な方法である。
- ・「はしうち教室」も、「みらい」も、入室の流れはとても丁寧である。
- ・「学校に行きづらい子どもの保護者の集い」が、年4回開催されている。これは教育委員会の主催であるので、この取り組みはぜひ杉並区でも取り入れてもらいたい。

- ・調布市には相談先・支援機関が数多くあるが、現時点で足りていないのが、中学生のための適応指導教室であるとのこと。これまでの調布市の意気込みにより、早期に実現することを期待するとともに、こうした取り組みは是非とも参考にしたい。

